

公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設の一部を改正する件  
(案)に関する意見募集の結果について

令和8年3月31日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課  
文部科学省高等教育局専門教育課

公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設の一部を改正する件  
(案)について、令和8年2月12日(木)から同年3月13日(金)まで御意見を募集したところ、1件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。  
御意見等をお寄せいただいた皆様に御礼申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	この改正に賛同いたします。 加えて、実習施設として成立するためにも、高次脳機能障害者支援センターにおいて心理支援を担う専門職として「公認心理師」の配置が盛り込まれることを強く要望します。	御意見として承ります。